

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成29年9月6日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鰺ヶ沢町、階上町(ナラタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	平泉町 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	奥州市
	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	イワナ(養殖を除く。)	砂鉄川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、白石市、名取市、角田市、東松島市、蔵王町、村田町、丸森町、富谷町、色麻町 仙台市、氣仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、川崎町、大和町、大衡村、加美町、南三陸町、七ヶ宿町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市、村田町
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町及び旧瀬峰町の区域を除く。)、大崎市(旧三本木町の区域に限る。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソテツ(こごみ)	栗原市
	コシアブラ	氣仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	氣仙沼市、大崎市、丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	氣仙沼市、栗原市、大崎市
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち金房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、鶴川及びその支流並びに遼川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白石川の白幡堰堤より上流、五福谷川、内川の合流地点より上流及び雄子尾川の金栄橋より上流水域を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
肉	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	行方市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く)
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町 土浦市、鉾田市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く)
	タケノコ	茨城町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	北茨城市、ひたちなか市、鉾田市、大洗町
	アーティチョーク(養殖を除く。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
肉	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成29年9月6日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	足利市、矢板市、那須塩原市、上三川町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、真岡市、大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町、鹿沼市、さくら市、益子町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	那須町
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	ケマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉市、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
水産物	コイ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
野菜類	コシアブラ(野生のものに限る。)	魚沼市及び津南町
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

福島県	出荷制限
クサンツツ(こごみ) (野生のものに限る。)	H22.8.1~: 福島市、桑折町 H22.8.1~: 福島市、伊達市、郡山市、三春町 H22.8.2~: 川俣町 H22.8.7~: 田村市、古川町 H22.8.10~: 二本松市、大玉村 H22.8.20~: 豊山町 H22.8.14~: 霞浦町、喜多方町 H22.7.19~: 庄内町 H22.8.4~: 神津村 H22.8.1~: 南相馬市 H22.8.5~: 福島市、二本松市 H22.8.7~: 豊山町、白河市、喜多方市、会津美里町、猪倉町、猪俣町 H22.8.10~: 伊達市、鹽谷町、大和町、郡山市、下郷町、大玉村、西郷村、飯川村 H22.8.14~: 霞宮町、いわき市、川俣町、石川町、天栄村 H22.8.17~: 鹿折町、猪苗代町 H22.8.7~: 郡山市、北郷町 H22.8.14~: 郡山市、喜多方市、古川町、南会津町、新地町、喜多方 H22.8.20~: 三島町、川内村 H22.8.22~: 遠川町、庄内村 H22.8.26~: 本宮市、田村市、小野町、矢吹町、会津坂下町、玉川村、平田村、中島村 H22.8.29~: 三春町 H22.8.8~: 会津若松市、鏡石町 H22.8.10~: 金山町 H22.8.1~: 雨原町 H22.8.2~: 西会津町 H22.8.6~: 只見町 H22.8.5~: いわき市、二本松市 H22.8.10~: 郡山市 H22.8.2~: 川俣町 H22.8.1~: 南相馬市 H22.8.14~: 猪瀬町、喜多方 H22.8.16~: 霞宮町、喜多方市 H22.8.20~: 川内村 H22.8.10~: 豊山町 H22.7.11~: 田村市 H22.8.14~: 庄内町、大玉村 H22.8.24~: 霞宮町、喜多方市 H22.8.1~: いわき市、郡山市、伊達市、桑折町 H22.8.5~: 福島市、喜多方市、猪瀬町 H22.8.7~: 豊山町、白河市、猪瀬町、新地町 H22.8.10~: 大玉村、西郷村 H22.8.14~: 川俣町 H22.8.2~: 南相馬市 H22.8.14~: 庄内町、霞ヶ浦町、喜多方 H22.8.16~: 二本松市、古川町、喜多方 H22.8.20~: 二本松市 H22.8.26~: 本宮市、霞ヶ浦町 H22.8.8~: 鏡石町 H22.8.10~: 田村市 H22.8.14~: 猪苗代町 H22.7.3~: 喜多方 H22.8.1~: 熊野町、猪瀬町 H22.8.1~: 天栄村 H22.8.4~: 福島市、川俣町、喜多方市、郡山市、庄内町 H22.8.1~: 伊達市、猪瀬町、喜多方 H22.8.11~: 猪瀬町、喜多方 H22.7.22~: 南相馬市 H22.8.12~: 本宮市 H22.8.10~: いわき市、伊達市 H22.8.17~: 喜多方市 (福島市第一原水力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域及び由利町高森字学徒宿、原町区高森字七曲、原町区高森字木舟、原町区高森字五合 馬場字横川、原町区馬場字学徒宿、原町区片吉字洋津及び原町区大字字和田被の区域に限る。) H22.8.17~H22.8.24解禁: 福島市 (福島市第一原水力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高森字学徒宿、原町区高森字七曲、原町区高森字木舟、原町区高森字五合 馬場字横川、原町区馬場字学徒宿、原町区片吉字洋津及び原町区大字字和田被の区域を除く。) H22.8.4~H22.8.11解禁: 原町区 H22.8.6~H22.7.11解禁: 相馬市 H22.8.28~: 福島市、南相馬市 H24.1.10~H27.1.29解禁: いわき市 H23.2.1~H23.1.7解禁: 喜多方 H23.10.14~H23.2.1解禁: 伊達市 H23.8.26~H27.12.3解禁: 二本松市 H24.9.26~H27.12.3解禁: 二本松市 H24.10.2~H26.11.17解禁: いわき市 H23.12.9~H24.7.11解禁: 相馬市 H23.8.27~H25.10.21解禁: 郡山市、伊達市、喜多方市 H22.8.1~H22.8.24解禁: 福島市 (福島市第一原水力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域及び由利町高森字学徒宿、原町区高森字七曲、原町区高森字木舟、原町区高森字五合 馬場字横川、原町区馬場字学徒宿、原町区片吉字洋津及び原町区大字字和田被の区域に限る。) H23.6.6~H27.8.19解禁: 南相馬市 (福島第一原水力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高森字学徒宿、原町区高森字七曲、原町区高森字木舟、原町区高森字五合 馬場字横川、原町区馬場字学徒宿、原町区片吉字洋津及び原町区大字字和田被の区域を除く。) H24.6.6~H25.10.21解禁: 国見町 H23.8.6~H24.7.11解禁: 相馬市 H22.8.14~: 二本松市 H22.8.16~: 庄内町 H22.8.1~: 郡山市、喜多方市、伊達市、桑折町 H22.8.5~H25.12.25解禁: 福島市 (福島第一原水力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域及び由利町高森字学徒宿、原町区高森字七曲、原町区高森字木舟、原町区高森字五合 馬場字横川、原町区馬場字学徒宿、原町区片吉字洋津及び原町区大字字和田被の区域に限る。) H23.12.9~H25.12.25解禁: 南相馬市 (福島第一原水力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高森字学徒宿、原町区高森字七曲、原町区高森字木舟、原町区高森字五合 馬場字横川、原町区馬場字学徒宿、原町区片吉字洋津及び原町区大字字和田被の区域を除く。) H25.1.4~H25.3.13~: 福島市 (旧大和村の区域に限る。) H24.11.15~H25.11.7~: 朝日町 H22.10.23解禁: 南相馬市 (旧石神村の区域に限る。) H24.12.25~H25.3.13~: 朝日町 H22.10.23解禁: 須賀川市 (旧長沼町の区域に限る。) H25.1.4~H25.3.9~: 朝日町 H22.10.7解禁: 郡山市 (旧高野村の区域に限る。) H25.1.4~H25.3.9~: 朝日町 H22.10.23解禁: 二本松市 (旧小野町及び旧川井村の区域に限る。)、大玉村 (旧玉井村の区域に限る。) H25.1.4~H25.3.9~: 朝日町 H22.10.7解禁: 桑折町 (伊豆連続村の区域に限る。) H25.2.18~H25.7.10~: 朝日町 H22.10.23解禁: 福島市 (旧立子山村の区域に限る。) H25.3.5~H25.7.10~: 朝日町 H22.10.23解禁: 福島市 (旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。) H25.3.25~H25.7.10~: 朝日町 H22.10.23解禁: 福島市 (旧庭塙村の区域に限る。) H25.1.4~H25.5.17~: 朝日町 H22.10.7解禁: 伊達市 (旧堀本村及び旧富野村の区域に限る。) H25.1.4~H25.7.10~: 朝日町 H22.10.23解禁: 福島市 (旧野田村及び旧平野村の区域に限る。) H25.1.4~H25.11.7~: 朝日町 H22.10.23解禁: 本宮市 (旧和木尻村・白沢村の区域に限る。) H25.12.18~H25.6.23~: 朝日町 H22.10.23解禁: 南相馬市 (旧田村の区域に限る。) H25.12.17~H25.6.23~: 朝日町 H22.3.25解禁: 本宮市 (旧白岩村に限る。) H26.12.17~H28.3.25解禁: 大玉村 (旧大山村に限る。) H28.1.17~: 福島市 (原町村の区域に限る。) H28.1.29~: 伊達市 (原町村の区域に限る。) H23.12.25~: 二本松市 (原町村の区域に限る。) H23.12.25~: 伊達市 (原町村及び原町盛村の区域に限る。) H23.12.25~: 福島市 (原町村の区域に限る。) H24.1.14~: 福島市 (原町村の区域に限る。)

※□枠の中の箇所は、出荷制限の対象。

都木県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.1.23解禁: 横木島内の波良瀬川のうち光市足尾町内の区間(支流を含む)、ただし、奥田川との合流点から下流の部分に限る。)
	イワシ(養殖を除く。)	H24.8.20～H25.1.17解禁: 横木島内の波良瀬川のうち光市足尾町内の区間(支流を含む。)
		H25.1.30～H27.2.23解禁: 横木島内の波良瀬川のうち光市足尾町内の区間(支流を含む。)
ウグイ(養殖を除く。)		H24.5.7～H24.9.28解禁: 大芦川(支流を含む。)ただし、荒井川及びその支流を除く。)
		H24.3.30～H24.12.28解禁: 荒井川(支流を含む。)ただし、荒井川及びその支流を除く。)
		H24.3.30～H25.1.23解禁: 武茂川(支流を含む。)及び都木県内の都川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。)ただし、雄勝ダムの上流及びその支流を除く。)
肉	牛の肉	H23.8.2～H23.8.25～解禁: 食糧(県の定める畜肉・検査方針に基づき審査される牛の肉除く。)
	イソシの肉	H23.8.12～H23.8.25～解禁: 食糧(県の定める畜肉・検査方針に基づき審査されるイソシの肉を除く。)
	シカの肉	H23.7.8～H24.6.1解禁: 横木市
その他	茶	H23.8.2～H23.2.26解禁: 大田原市
		H23.8.2～H25.3.1解禁: 盛沼市
群馬県		出荷制限
農産物	ホウズイノコ	H23.3.21～4月解禁: 全域
	カキナ	H23.3.21～4月解禁: 全域
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.3～6～解禁: 琴似町、高谷町、猪苗代村 H24.10.10～解禁: 鹿沼村 H24.10.16～解禁: 安中市 H24.10.23～解禁: 高野原町 H24.11.19～みなかみ町
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～: 富農川のうち唐島湖から東京電力株式会社佐久発電所富農川海水放散までの区間(支流を含む。) H24.4.27～H24.1.19解禁: 深根村(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.4.27～: 富農川のうち唐島湖から東京電力株式会社佐久発電所富農川海水放散までの区間(支流を含む。) H24.6.8～H24.1.19解禁: 白川のうち川郷の上流(支流を含む。)
肉	イソシの肉	H24.10.10～解禁
	クマの肉	H24.8.10～解禁
	シカの肉	H24.11.14～解禁
	ヤマドリの肉	H23.12.3～解禁
その他	茶	H23.6.30～H24.2.28解禁: 盛沼市
		H23.6.30～H25.6.28解禁: 盛沼市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～: 銀座町、曾我町 H24.10.26～: ときがわ町 H24.11.2～: 塩山町
千葉県		出荷制限
農産物	ホウズイノコ	H23.4.4～22解禁: 市原市、香取市、多古町
	シムラチ、モクランサイ、サンデュ	H23.4.4～22解禁: 市原市
	ハゼリ	H23.4.4～22解禁: 市原市
	セリルリー	H24.4.5～H25.10.23解禁: 市原市、木更津市
	タケノコ	H24.4.8～H28.1.14解禁: 安房町 H24.4.8～H28.9.21解禁: 我孫子市 H24.4.11～H25.1.22解禁: 稲毛市、白井市 H24.4.12～H25.10.23解禁: 船橋市 H24.4.18～H25.10.23解禁: 三山町
	原木シタケ(露地栽培)	H23.10.1～: 香取市有 H23.10.1～H26.10.14～解禁: 塩津町(ただし、県の定める管理計画に基づき審査される原木シタケ(露地栽培):は出荷制限の対象から除外。) H23.11.8～: 盐山町 H23.12.22～H26.10.14～解禁: 佐倉市 H24.3.23～H26.1.25～解禁: 佐倉市(ただし、県の定める管理計画に基づき審査される原木シタケ(露地栽培):は出荷制限の対象から除外。) H24.4.10～H26.1.25～解禁: 日置町 H24.4.19～: 白井市
	原木シタケ(施設栽培)	H24.4.19～: 山伏市 (H24.4.1～H26.2.1～解禁: 山伏市、夷隅市、夷隅郡、夷隅町、夷隅郡夷隅町のうち、県の定める管理計画に基づき審査される原木シタケ(露地栽培):は出荷制限の対象から除外。) H24.4.1～H26.10.14～解禁: 犬吠埼町(ただし、県の定める管理計画に基づき審査される原木シタケ(露地栽培):は出荷制限の対象から除外。) H24.4.19～H26.5.18～解禁: 佐原市 H24.4.19～H26.5.18～解禁: 佐原市(ただし、県の定める管理計画に基づき審査される原木シタケ(露地栽培):は出荷制限の対象から除外。) H24.4.19～H26.11.20～解禁: 香取市 H24.4.19～H26.11.20～解禁: 香取市(ただし、県の定める管理計画に基づき審査される原木シタケ(露地栽培):は出荷制限の対象から除外。) H24.4.19～H26.10.14～解禁: 香取市(ただし、県の定める管理計画に基づき審査される原木シタケ(露地栽培):は出荷制限の対象から除外。)
水産物	ギンブナ	H24.7.8～: 鹿児島県及び宮崎県に流入する川河川(支流を含む。)、平賀川(支流を含む。)
	コイ	H24.7.8～: 平賀川及び平賀川に流入する川河川(支流を含む。)、平賀川(支流を含む。)
	ウナギ	H26.11.12～: 千葉県内の阿蘇川のうち鶴大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛用水堀及び印旛水門の上流、西郷用水堀一徐水堀場の下流、八街川、寺田堀並びに寺田堀場に由田通川を除く。)
肉	イソシの肉	H24.11.8～H25.1.18～解禁: 食糧(県の定める出荷・検査方針に基づき審査されるイソシの肉を除く。)
その他	茶	H23.6.2～H24.2.9解禁: 大網白里町 H23.6.2～H24.5.21解禁: 藤浦市 H23.6.2～H24.5.25解禁: 八街市 H23.6.2～H24.5.28解禁: 野田市、富津市、山武市 H23.6.2～H25.3.19解禁: 成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.6.2～H29.6解禁: 青瓦町... H23.6.2～H29.12解禁: 山北町... H23.6.2～H30.14解禁: 波川町、清川町 H23.6.2～H30.15解禁: 小田原市 H23.6.27～H29.26解禁: 小田原市 H23.6.2～H29.11.10解禁: 小田原市、真鶴町 H23.6.2～H29.4.10.19解禁: 清河町
新潟県		出荷制限
農産物	コシアブラ(野生のものに限る。)	H29.9.8～: 霞ヶ浦市、南埼玉郡
	クマの肉	H24.11.8～: 食糧(生肉及び魚鳥類を除く。)
山形県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～: 富士吉田市、富士河口湖町、猪苗代村
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.29～: 長野県側、御代田町 H24.10.1～: 小諸市、南佐久町(マツタケを除く。) H24.11.1～: 小諸市、南佐久町、南牧村(マツタケを除く。) H24.10.1～: 長野市、南牧村(マツタケを除く。) H24.10.1～: 長野市(マツタケを除く。) H24.10.1～: 長野市(マツタケを除く。) H25.1.1～H27.11.20解禁: 小諸市、(マツタケを除く。) H25.10.21～H27.11.20解禁: 佐久市(マツタケを除く。) H25.10.21～H27.11.20解禁: 長野市(マツタケを除く。)
	コシアブラ	H26.5.21～: 長野市、長野県側 H26.5.21～: 中野市、御代田町 H27.3.28～: 中野市、御代田町
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～: 静岡県市、小山町 H26.10.3～: 富士宮市、富士市 H26.10.7～: 静岡市

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

参考資料 3

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:平成29年9月6日現在

福島県	摂取制限
H23.3.23～下記の地域以外	
	H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
	H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
	H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村
	H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
	H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
	H23.3.23～H27.2.18解除: 植葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)
	H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年1月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)
H23.3.23～下記の地域以外	
	H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
	H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)
結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)
	H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年1月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)
H23.3.23～下記の地域以外	
	H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.4解除: いわき市
	H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、植葉岐村、只見町
アブラナ科の花菜類(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村
	H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
	H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
	H23.3.23～H27.2.18解除: 植葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)
	H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年1月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)
原木シイタケ(露地)	H23.4.13～: 飯館村
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.9.6～: 棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)
	H23.9.15～: いわき市、棚倉町
	H23.9.20～: 南相馬市
水産物	イカナゴの稚魚 ヤマメ(養殖を除く。)
	H23.4.20～H24.6.22解除: 全域 H24.3.29～: 新田川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉
	H23.11.9～: 相馬市、南相馬市、広野町、植葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※□の箇所は摂取制限の対象